

県・市管理公園の一体的 Park-PFI による道の駅等活性化調査業務 特記仕様書

1. 業務名称

県・市管理公園の一体的 Park-PFI による道の駅等活性化調査業務

2. 業務目的

本市の湖岸エリアは風光明媚で、交通アクセスも良好なポテンシャルの非常に高い地域であり、積極的な民間投資が行われている反面、まだまだそのポテンシャルを活かしきれていないという課題がある。こうした課題解決のため、琵琶湖畔の立地ポテンシャルを最大限に活かし、多くの来訪者が見込めるエリアとするよう、本市が地方創生の5つの柱の1つとしてこれまで取り組んできた「自転車を軸とした観光振興」と連携することで、本市にふさわしい「道の駅」を核とした周辺施設の整備の可能性について検討するもの。

3. 業務委託期間

契約締結日から令和2年3月9日（月）まで

4. 業務の概要

昨年度、本市で実施したサウンディング型市場調査において、8社からの提案があり、ある一定の民間投資が見込めることが判明した。

これを受け、今回の調査内容としては、行政（県市）が連携して Park-PFI に取り組むことにより、低未利用の琵琶湖岸の第2なぎさ公園（県管理）、美崎公園（市管理）、新川（市管理）等を一体的に活用する手法を検討すること。さらには湖岸道路（県道）によって分断された、対象エリアについて、一体的に活用するために具体的で、効果的な手法の検討であり、かつ、これらの検討内容を踏まえた上での民間需要の把握や「道の駅整備」に係る基本計画の作成等である。

5. 業務内容

○県管理公園・市管理公園等を有効活用するための調査

(1) 第2なぎさ公園（県管理）及び美崎公園（市管理）等を活用した整備・管理運営に関する Park-PFI 等による事業スキームの検討

(2) 河川（琵琶湖）敷地活用のための河川占用に関する事業スキームの検討

(3) 河川法、都市計画法、都市公園法等に係る法規制の整理

○湖岸道路に分断された県・市管理公園を一体的活用するための調査

(3) 第2なぎさ公園（県管理）及び美崎公園（市管理）の一体的な活用のための解決手法の詳細な提案

- (4) 解決手法に対するハード整備等の対策の検討
 - (必要に応じて、測量等も実施のこと)
- (5) 行政の負担を軽減するための手法の提案
- (6) 解決手法実施のための官民の役割分担のあり方（区間分担等）及び事業スキーム、実施手法の検討
- 自転車の道の駅に関する調査
 - (7) 一体活用の解決手法を踏まえた「自転車の道の駅」等の更なる民間需要の把握
 - (8) 広域連携の可能性検討
 - (9) 「自転車の道の駅」の整備・管理運営スキームの検討、基本計画作成
- 全体：基本計画のとりまとめ
 - (10) 公園の一体的な活用のための解決手法を踏まえたマーケットサンディング型市場調査の実施（マーケットサンディング型市場調査の実施等）
 - (11) 全体土地利用計画、事業効果（県・市公園の維持管理費縮減額、民間投資額、固定資産税増収等の算定）及び概算事業費の検討・とりまとめ
 - (12) 事業を一体的に進める事業スキーム及び実現化方策・課題の検討・整理
- その他
 - (13) 報告書の作成

6. 最終成果物

- (1) 調査業務報告書 A4版 10部
- (2) 上記の資料及びその他関連資料の電子データファイル 一式

7. 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 本業務の報告書の内容は、民間需要や民間投資等を正確に把握した上で、実現性の高い提案とすること。
- (2) 本仕様書は、当該業務に関して基本的な事項を提示したものであり、業務の目的から勘案して必要と考えられる事項については、適宜、創意工夫して提案すること。
- (3) 本市の現状（位置・沿革、交通、自然、歴史、文化、産業、観光、法規制等）を把握するとともに、他地域において整備、運営されている特色ある道の駅や、これに類する施設（自治体整備に限らない。）についても把握した上で、業務にあたること。

8. 資料の貸与

市は、業務の遂行上必要で提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者はこれらの資料を業務終了後に速やかに返却しなければならない。貸与された資料等は、市の承認なく、公表・使用してはならない。市から提供できない資料については、受

託者がその責任のもと収集する。

9. 受託者の遵守事項

受託者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 受託者は、業務の実施にあたって関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報を本業務以外の目的に利用、漏らしてはならない。本業務の終了等により、その者が本業務に携わらなくなった後も同様とする。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたっては十分な打合せを行い、その意図や目的を理解した上で、適切な人員配置を行い進めなければならない。
- (4) 受託者は、市に対して業務の進捗を定期的に報告しなければならない。
- (5) 受託者は、業務の実施に関して疑義が生じた場合には、速やかに市と協議し、指示に従わなければならない。

10. その他

- (1) 本事業は、国の先導的官民連携支援事業補助金を活用し、実施検討するものであり、会計検査院の現地検査時及び同類の検査時には協力すること。
- (2) 先導的官民連携支援事業補助金であるため、調査結果として得られた事業手法等の先導性を他の自治体が参考にすることで、官民連携事業の普及を図ることを目的としている。報告書の取りまとめにあたっては、関係者以外でも理解しやすいように、分かりやすく整理すること。また、報告書の取りまとめにあたっては、基本的な報告書フォーマットを参考に作成すること。
- (3) 調査終了後、報告書の内容について国土交通省から問い合わせや根拠資料の提出要求があった場合は、適宜対応すること。
- (4) 調査終了後、国土交通省の第三者委員会において、先導的官民連携支援事業による調査全体の中から任意に選定の上、調査結果について報告を求められることがあるため、これを念頭に検討内容の精査、分かりやすい報告書の作成に留意すること。

11. 問い合わせ

守山市総合政策部地域振興・交通政策課（担当：榊）

〒522-8585 守山市吉身二丁目5番22号

TEL / 077-582-1165（直通）

FAX / 077-582-6947

[E-mail / chiikishinko@city.moriyama.lg.jp](mailto:chiikishinko@city.moriyama.lg.jp)

